

認定こども園（保育認定2・3号）

確認検査基準（平成29年4月1日適用）

確認検査基準中の 「評価区分」

評価区分	評価区分	指 導 形 態
C	文書指摘	<p>福祉関係法令及び福祉関係通達等に違反する場合（軽微な違反の場合を除く。）は、原則として、「文書指摘」とする。 ただし、改善中の場合、特別な事情により改善が遅延している場合等は、「口頭指導」とすることができる。</p>
B	口頭指導	<p>福祉関係法令以外の関係法令又はその他の通達等に違反する場合は、原則として、「口頭指導」とする。 ただし、管理運営上支障が大きいと認められる場合又は正当な理由なく改善を怠っている場合は、「文書指摘」とする。</p> <p>なお、福祉関係法令及び福祉関係通達等に違反する場合であっても、軽微な違反の場合に限り、「口頭指導」とすることができる。</p>
A	助言指導	<p>法令及び通達等のいずれにも適合する場合は、水準向上のための「助言指導」を行う。</p>

(認定こども園 2・3号)

公 定 価 格

[凡例]

※ 以下の関係法令、通知を略称して次のように表記する。

関係法令・通知	略称
「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の改正に伴う実施上の留意事項について」別紙4 平成28年8月23日（府子本第571号、28文科初第727号、雇児発0823第1号通知）	留意事項通知 別紙4
平成28年3月31日内閣府告示第119号	平28府告示119
施設型給付費等に係る処遇改善等加算について 平成27年3月31日（府政共生第349号、26文科初第1463第10号、雇児発0331第10号）	府政共生第349号
「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」の取扱いについて 平成27年8月28日 内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）	平27事務連絡
平成28年度における処遇改善等加算の取扱いについて 平成28年6月17日 内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）	平28事務連絡
八王子市認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営の基準に関する条例 平成26年9月24日条例第37号	市認定条例

目 次

I 地域区分等	1	VI 特定加算部分	12
1. 地域区分 (①)	1	1. 療育支援加算 (⑳)	12
2. 定員区分 (②)	1	2. 冷暖房費加算 (㉓)	13
3. 認定区分 (③)	1	3. 入所児童処遇特別加算 (㉗)	14
4. 年齢区分 (④)	1	4. 施設機能強化推進費加算 (㉘)	16
5. 保育必要量区分 (⑤)	1	5. 小学校接続加算 (㉙)	18
II 基本部分	2	6. 栄養管理加算 (㉚)	18
1. 基本分単価 (⑤)	2	7. 第三者評価受審加算 (㉛)	19
III 基本加算部分	5		
1. 処遇改善等加算 (⑥)	5		
2. 3歳児配置改善加算 (⑧)	5		
3. 減価償却費加算 (⑪)	6		
4. 賃借料加算 (⑫)	7		
5. 外部監査費加算 (⑬)	8		
IV 加減調整部分	9		
1. 常態的に土曜日に閉所する場合 (⑯)	9		
2. 主幹保育教諭等の専任化により子育て 支援の取組みを実施していない場合 (⑰)	10		

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分
I 地域区分等 1. 地域区分 (①)	<p>利用する施設が所在する市町村ごとに定められた平28府告示119別表第一による区分を適用する。</p>	<p>地域区分は適正か。</p>	<p>(1) 留意事項通知別紙 4 I 1 (2) 平28府告示119</p>	<p>適正な地域区分が適用されていない。</p>	<p>C</p>
2. 定員区分 (②)	<p>利用する施設の保育認定子どもに係る利用定員の総和に応じた区分を適用する。 なお、分園を設置する施設に係る基本分単価 (⑥) 及び処遇改善等加算 (⑦) については、中心園と分園それぞれの保育認定子どもに係る利用定員の総和に応じた区分を適用する。</p>	<p>定員区分は適正か。</p>	<p>留意事項通知別紙 4 I 2</p>	<p>利用定員の総和に応じた区分が適用されていない。</p>	<p>C</p>
3. 認定区分 (③)	<p>利用子どもの認定区分に応じた区分を適用する。</p>	<p>認定区分は適正か。</p>	<p>留意事項通知別紙 4 I 3</p>	<p>適正な認定区分が適用されていない。</p>	<p>C</p>
4. 年齢区分 (④)	<p>利用子どもの満年齢に応じた区分を適用する。 なお、年度の初日の前日における満年齢に基づき区分した場合に、年齢区分が異なる場合は、適用される年齢区分における基本分単価 (⑤)、処遇改善等加算 (⑥) 及び3歳児配置改善加算 (⑨) の単価について、それぞれの「月額調整」欄に定める額に置き替えて適用するものとする。</p>	<p>年齢区分は適正か。</p>	<p>留意事項通知別紙 4 I 4</p>	<p>利用子どもの満年齢に応じた年齢区分が適用されていない。</p>	<p>C</p>
5. 保育必要量区分 (⑤)	<p>利用子どもの保育必要量に応じた区分を適用する。</p>	<p>保育必要量区分は適正か。</p>	<p>留意事項通知別紙 4 I 5</p>	<p>適正な保育必要量区分が適用されていない。</p>	<p>C</p>

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分
II 基本部分 1. 基本分単価 (⑥)	<p>(1) 額の算定 地域区分(①)、定員区分(②)、認定区分(③)、年齢区分(④)(以下「地域区分等」という。)に応じて定められた額とする。</p> <p>(2) 基本分単価に含まれる職員構成 基本分単価(保育認定子どもに係る基本分単価を含む。)に含まれる職員構成は以下のとおりであることから、これを充足すること。 なお、分園は中心園の園長のもと中心園と一体的に施設運営が行われるものとする。その際、以下の職員を充足すること。ただし、嘱託医(幼保連携型認定こども園にあっては学校医等)については、中心園に配置していることから不要である。また、調理員等については、中心園等から給食を搬入する場合は、配置不要であること。</p> <p>(ア) 保育教諭等 基本分単価における必要保育教諭等の数(幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準(平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号。以下「幼保連携型認定こども園設備運営基準」という。)第5条第3項の表備考第4号に規定する園長が専任でない場合に1名増加して配置する教員及び幼稚園設置基準(昭和31年文部省令第32号)第5条第3項に規定する教員を除く。)は以下のiとiiを合計した数であること。また、これとは別に非常勤の講師を配置すること。</p> <p>i 年齢別配置基準(※) 4歳以上児30人につき1人、3歳児及び満3歳児20人につき1人、1、2歳児(保育認定子どもに限る。)6人につき1人、乳児3人につき1人</p> <p>(注1)「保育教諭等」とは、幼保連携型認定こども園にあっては、幼稚園教諭免許状を有し、かつ、保育士としての登録を受けた者(平成32年3月31日までの間に限り、幼稚園教諭免許状のみを有する者又は保育士としての登録のみを受けた者を含む。)をいい、その他の認定こども園にあっては、幼稚園教諭免許状を有する者又は保育士としての登録を受けた者をいう。</p> <p>(注2)ここでいう「4歳以上児」、「3歳児」、「1、2歳児(保育認定子どもに限る。)」及び「乳児」とは、年度の初日の前日における満年齢によるものであること。 また、「満3歳児」とは、以下の者をいうこと(当該年度内に限る。) ・教育標準時間認定を受けた子どものうち、年度の初日の前日における満年齢が2歳で年度途中で満3歳に達して入園した者 ・2歳児(保育認定子どもに限る。)が年度途中で満3歳に達した後、保育認定から教育標準時間認定に認定区分が変更となった者</p>	<p>基本分単価は適正か。</p> <p>基本分単価に含まれる職員構成において、必要な保育教諭等が充足されているか。</p>	<p>留意事項通知別紙4 II 1. (1)</p> <p>(1) 留意事項通知別紙4 II 1. (2) (2) 留意事項通知別紙3 II 1. (2)</p>	<p>基本分単価について、地域区分等に応じて定められた額が適用されていない。</p> <p>基本分単価に含まれる職員構成において、必要な保育教諭等が充足されていない。</p>	<p>C</p> <p>C</p>

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分
	<p>(注3) 確認に当たっては以下の算式によることとし、教育標準時間認定子ども及び保育認定子どもの人数の合計をもとに確認すること。</p> <p><算式> $\{4 \text{歳以上児数} \times 1/30 \text{ (小数点第1位まで計算 (小数点第2位以下切り捨て))} + \{3 \text{歳児及び満3歳児数} \times 1/20 \text{ (同)}\} + \{1、2 \text{歳児数 (保育認定を受けた子どもに限る。)} \times 1/6 \text{ (同)}\} + \{ \text{乳児数} \times 1/3 \text{ (同)} \} = \text{配置基準上保育教諭等数 (小数点以下四捨五入)}$</p> <p>ii その他(※)</p> <p>a 保育認定子どもに係る利用定員が90人以下の施設については1人</p> <p>b 保育標準時間認定を受けた子どもが利用する施設については1人(注1)</p> <p>c 主幹保育教諭等2人を専任化させるための代替保育教諭等を2人(うち1人は非常勤講師等でも可とする)(注2)</p> <p>d 上記i及びiiのa、bの保育教諭等1人当たり、研修代替保育教諭等として年間2日分の費用を算定(保育認定子どもの人数に係る保育教諭等に限る。)(注3)</p> <p>(注1) 保育認定子どもに係る利用定員に占める保育標準時間認定を受けた子どもの人数の割合が低い場合は非常勤の講師としても差し支えないこと。</p> <p>(注2) 当該代替保育教諭等の配置により、主幹保育教諭等を教育・保育計画の立案や地域の子育て支援活動等の業務に専任させ、保護者や地域住民からの教育・育児相談、地域の子育て支援活動等に積極的に取り組むこと。</p> <p>(注3) 当該費用については、非常勤講師等の人件費、保育教諭等が研修を受講する際の受講費用又は時間外における研修受講の際の時間外手当等に充当しても差し支えないこと。</p> <p>(※) 保育教諭等には幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準(平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号)附則第6条及び第7条等に基づいて都道府県等が定める条例に基づき配置される職員を含む。</p> <p>(イ) その他</p> <p>i 園長(施設長)</p> <p>ii 調理員等 保育認定子どもに係る利用定員40人以下の施設は1人、41人以上150人以下の施設は2人、151人以上の施設は3人(うち1人は非常勤)</p> <p>iii 事務職員及び非常勤事務職員(注) (注) 施設長等の職員が兼務する場合又は業務委託する場合は、配置は不要であること。</p> <p>iv 学校医・学校歯科医・学校薬剤師(嘱託医・嘱託歯科医・嘱託薬剤師)</p>				

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分										
参考 条例引用	<p>(3) 常勤以外の職員配置について 常勤以外の職員を配置する場合には、下記の算式によって得た数値により充足状況を確認すること。なお、学級担任は原則常勤選任であることに留意すること。 <算式> 常勤以外の職員の1ヶ月の勤務時間数の合計 ÷ 各施設・事業所の就業規則等で定めた常勤職員の1ヶ月の勤務時間数 = 常勤換算値</p> <p>参 考 市認定条例における職員配置について (ア) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の場合 八王子市認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営の基準に関する条例(以下、市認定条例という。)において必要な教育及び保育に従事する者の数は以下のとおりであり、これを充足すること。ただし、常時2人を下回ってはならない。 i 教育及び保育に従事する者 4歳以上児27人につき1人、3歳児15人につき1人、1, 2歳児6人につき1人、乳児3人につき1人</p> <p>(イ) 幼保連携型認定こども園の場合 市認定条例において必要な教育及び保育に従事する者の数は以下の表のとおりであり、これを充足すること。ただし、常時2人を下回ってはならない。 i 保育教諭等</p> <table border="1" data-bbox="331 799 1332 1228"> <thead> <tr> <th>園児の区分</th> <th>員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 満4歳以上の園児</td> <td>おおむね27人につき1人</td> </tr> <tr> <td>(2) 満3歳以上満4歳以上の園児</td> <td>おおむね15人につき1人</td> </tr> <tr> <td>(3) 満1歳以上満3歳未満の園児</td> <td>おおむね6人につき1人</td> </tr> <tr> <td>(4) 満1歳未満の園児</td> <td>おおむね3人につき1人</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1 この表に定める員数は、副園長(幼稚園教諭免許状を有し、かつ、登録を受けた者に限る。)、教頭(幼稚園教諭免許状を有し、かつ、登録を受けた者に限る。)、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であつて、園児の教育及び保育に直接従事する者の数をいう。 2 この表に定める員数は、同表の左欄の園児の区分ごとに右欄の園児数に応じ定める数を合算した数とする。 3 この表の第1号及び第2号に係る員数が学級数を下るときは、当該学級数に相当する数を当該員数とする。 4 園長が専任でない場合は、この表に定める員数を1人増加するものとする。</p> <p>特別の事情があるときは、保育教諭等については、専任の副園長若しくは教頭が兼ね、又は当該幼保連携型認定こども園の学級数の3分の1の範囲内で、専任の助保育教諭若しくは講師をもって代えることができることとする。</p>	園児の区分	員数	(1) 満4歳以上の園児	おおむね27人につき1人	(2) 満3歳以上満4歳以上の園児	おおむね15人につき1人	(3) 満1歳以上満3歳未満の園児	おおむね6人につき1人	(4) 満1歳未満の園児	おおむね3人につき1人	<p>常勤以外の職員を配置する場合の常勤加算は、適正に行われているか。</p>	<p>留意事項通知第4</p> <p>市認定条例第4条</p> <p>市認定条例第28条</p>	<p>常勤以外の職員を配置する場合の常勤換算が、適正に行われていない。</p>	<p>C</p>
園児の区分	員数														
(1) 満4歳以上の園児	おおむね27人につき1人														
(2) 満3歳以上満4歳以上の園児	おおむね15人につき1人														
(3) 満1歳以上満3歳未満の園児	おおむね6人につき1人														
(4) 満1歳未満の園児	おおむね3人につき1人														

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分
III 基本加算部分 1. 処遇改善等加算 (⑦)	(1) 加算の要件及び加算の認定 加算の要件及び加算の認定は「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」(府政共生第349号)、「『施設型給付費等に係る処遇改善等加算について』の取扱いについて」(平27事務連絡)及び「平成28年度における処遇改善等加算の取扱いについて」(平28事務連絡)に定めるところによる。 (2) 加算額の算定 加算額は、地域区分等に応じた単価に、府政共生第349号に定めるところにより認定した加算率×100を乗じて得た額とする。	処遇改善等加算の要件及び認定は適正か。 加算額は適正か。	(1) 留意事項通知別紙4 III 1. (1) (2) 府政共生第349号 (3) 平27事務連絡 (4) 平28事務連絡 留意事項通知別紙4 III 1. (2)	処遇改善等加算が要件及び認定に適合していない。 加算額が適正でない。	C C
2. 3歳児配置改善加算 (⑧)	(1) 加算の要件 IIの1.(2)(ア)iの年齢別配置基準のうち、3歳児及び満3歳児に係る保育教諭等の配置基準を3歳児及び満3歳児15人につき1人により実施する施設に加算する。 <算式> $\{4\text{歳以上児数} \times 1/30 \text{ (小数点第1位まで計算 (小数点第2位以下切り捨て))} \} + \{3\text{歳児及び満3歳児数} \times 1/15 \text{ (同)} \} + \{1, 2\text{歳児数 (保育認定を受けた子どもに限る。)} \times 1/6 \text{ (同)} \} + \{乳児数 \times 1/3 \text{ (同)} \} = \text{配置基準上保育教諭等数 (小数点以下四捨五入)}$ 加算の認定 (ア) 加算の認定は、施設が所在する市町村が行うこととし、加算を認定するにあたっては、その施設の設置者からその旨の申請(施設名、加算の適用開始年月、利用子ども数(見込)、施設全体の常勤換算人数による配置保育教諭等の数及び職員体制図等)を徴して確認すること。 (イ) 市町村は、加算の認定がされている施設について、申請又は指導監督等を通じてその状況を把握し、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月の初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から加算の適用が無いものとする。	3歳児配置改善加算は要件を満たしているか。 加算額は適正か。	(1) 留意事項通知別紙4 III 2. (1) (2) 留意事項通知別紙3 III 4. (1)、(2) 留意事項通知別紙4 III 2. (2)	加算要件を満たしていない。 加算額が適正でない。	C C

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分																							
3. 減価償却費加算 (⑩)	<p>(1) 加算の要件 以下の要件全てに該当する施設に加算する。 (ア) 認定こども園の用に供する建物が自己所有であること(注1) (イ) 建物を整備又は取得する際に、建設資金又は購入資金が発生していること (ウ) 建物の整備に当たって、施設整備費又は改修費等(以下「施設整備費等」という。)の国庫補助金の交付を受けていないこと(注2) (エ) 賃借料加算 (⑫) の対象となっていないこと (注1) 施設の一部が賃貸物件の場合は、自己所有の建物の延べ面積が施設全体の延べ面積の50%以上であること (注2) 施設整備費等の国庫補助の交付を受けて建設した建物について、整備後一定年数が経過した後に、以下の要件全てに該当する改修等を行った場合には(ウ)に該当することとして差し支えない。 ① 老朽化等を理由として改修等が必要であったと市町村が認める場合 ② 当該改修等に当たって、国庫補助の交付を受けていないこと ③ 1施設当たりの改修等に要した費用を2,000で除して得た値が、建物全体の延面積に2を乗じて得た値を上回る場合で、かつ、改修等に要した費用が1,000万円以上であること</p> <p>(2) 加算の認定 (ア) 加算の認定は、施設が所在する市町村長が行うこととし、加算の認定をするにあたっては、その施設の設置者からその旨の申請(施設名、加算の適用年月、建物を整備又は取得する際の契約書類等)を徴して確認すること。 (イ) 市町村長は、加算の認定がされている施設について、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から加算の適用が無いものとする。</p> <p>(3) 加算額の算定 加算額は、以下の地域の区分ごとに定められた額とする。</p> <table border="1" data-bbox="313 1145 1346 1406"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>都 道 府 県</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">A地域</td> <td>標 準</td> <td>青森県 岩手県 福島県 東京都 富山県 山梨県 長野県 沖縄県</td> </tr> <tr> <td>都市部</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">B地域</td> <td>標 準</td> <td>北海道 宮城県 秋田県 山形県 茨城県 神奈川県 新潟県 石川県 岐阜県</td> </tr> <tr> <td>都市部</td> <td>静岡県 三重県 京都府 大阪府 奈良県 鳥取県 広島県 熊本県 鹿児島県</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">C地域</td> <td>標 準</td> <td>栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 福井県 愛知県 滋賀県 兵庫県</td> </tr> <tr> <td>都市部</td> <td>和歌山県 島根県 岡山県 山口県 香川県 高知県 佐賀県 長崎県 宮崎県</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">D地域</td> <td>標 準</td> <td>福島県 愛媛県 福岡県 大分県</td> </tr> <tr> <td>都市部</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>*表中「都市部」とは当年度又は前年度における4月1日現在の人口密度が1,000人/Km²以上の市町村をいい、「標準」とはそれ以外の市町村をいう。</p>	区分		都 道 府 県	A地域	標 準	青森県 岩手県 福島県 東京都 富山県 山梨県 長野県 沖縄県	都市部		B地域	標 準	北海道 宮城県 秋田県 山形県 茨城県 神奈川県 新潟県 石川県 岐阜県	都市部	静岡県 三重県 京都府 大阪府 奈良県 鳥取県 広島県 熊本県 鹿児島県	C地域	標 準	栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 福井県 愛知県 滋賀県 兵庫県	都市部	和歌山県 島根県 岡山県 山口県 香川県 高知県 佐賀県 長崎県 宮崎県	D地域	標 準	福島県 愛媛県 福岡県 大分県	都市部		<p>減価償却費加算は加算要件を満たしているか。</p> <p>加算額は適正か。</p>	<p>留意事項通知別紙4 III 5. (1)</p> <p>留意事項通知別紙4 III 5. (3)</p>	<p>加算要件を満たしていない。</p> <p>加算額が適正でない。</p>	<p>C</p> <p>C</p>
区分		都 道 府 県																										
A地域	標 準	青森県 岩手県 福島県 東京都 富山県 山梨県 長野県 沖縄県																										
	都市部																											
B地域	標 準	北海道 宮城県 秋田県 山形県 茨城県 神奈川県 新潟県 石川県 岐阜県																										
	都市部	静岡県 三重県 京都府 大阪府 奈良県 鳥取県 広島県 熊本県 鹿児島県																										
C地域	標 準	栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 福井県 愛知県 滋賀県 兵庫県																										
	都市部	和歌山県 島根県 岡山県 山口県 香川県 高知県 佐賀県 長崎県 宮崎県																										
D地域	標 準	福島県 愛媛県 福岡県 大分県																										
	都市部																											

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分																			
4. 賃借料加算 (12)	<p>(1) 加算の要件 以下の要件全てに該当する施設に加算する。 (ア) 認定こども園の用に供する建物が賃貸物件であること(注) (イ) (ア) の賃貸物件に対する賃借料が発生していること (ウ) 賃借料の国庫補助を受けた施設については、当該補助に係る残額が生じていないこと (エ) 減価償却費加算(11)の対象となっていないこと (注) 施設の一部が自己所有の場合は、賃貸による建物の延べ面積が施設全体の延べ面積の50%以上であること</p> <p>(2) 加算の認定 (ア) 加算の認定は、施設が所在する市町村長が行うこととし、加算の認定をするにあたっては、その施設の設置者からその旨の申請(施設名、加算の適用年月、賃貸契約書等)を徴して確認すること。 (イ) 市町村長は、加算の認定がされている施設について、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から加算の適用が無いものとする。</p> <p>(3) 加算額の算定 加算額は、以下の地域の区分ごとに定められた額とする。</p> <table border="1" data-bbox="311 1002 1346 1289"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>都 道 府 県</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">A地域</td> <td>標準</td> <td rowspan="2">埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県</td> </tr> <tr> <td>都市部</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">B地域</td> <td>標準</td> <td rowspan="2">静岡県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県</td> </tr> <tr> <td>都市部</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">C地域</td> <td>標準</td> <td rowspan="2">宮城県 茨城県 栃木県 群馬県 新潟県 石川県 長野県 愛知県 三重県</td> </tr> <tr> <td>都市部</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">D地域</td> <td>標準</td> <td rowspan="2">北海道 青森県 岩手県 秋田県 山形県 福島県 富山県 福井県 山梨県 岐阜県 島根県 山口県 徳島県 愛媛県 高知県 佐賀県 長崎県 熊本県</td> </tr> <tr> <td>都市部</td> </tr> </tbody> </table> <p>*表中「都市部」とは当年度又は前年度における4月1日現在の人口密度が1,000人/Km²以上の市町村をいい、「標準」とはそれ以外の市町村をいう。</p>	区分		都 道 府 県	A地域	標準	埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県	都市部	B地域	標準	静岡県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県	都市部	C地域	標準	宮城県 茨城県 栃木県 群馬県 新潟県 石川県 長野県 愛知県 三重県	都市部	D地域	標準	北海道 青森県 岩手県 秋田県 山形県 福島県 富山県 福井県 山梨県 岐阜県 島根県 山口県 徳島県 愛媛県 高知県 佐賀県 長崎県 熊本県	都市部	<p>賃借料加算は要件に適しているか。</p> <p>加算額は適正か。</p>	<p>留意事項通知別紙4 III 6. (1)</p> <p>留意事項通知別紙4 III 6. (3)</p>	<p>加算要件を満たしていない。</p> <p>加算額が適正でない。</p>	<p>C</p> <p>C</p>
区分		都 道 府 県																						
A地域	標準	埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県																						
	都市部																							
B地域	標準	静岡県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県																						
	都市部																							
C地域	標準	宮城県 茨城県 栃木県 群馬県 新潟県 石川県 長野県 愛知県 三重県																						
	都市部																							
D地域	標準	北海道 青森県 岩手県 秋田県 山形県 福島県 富山県 福井県 山梨県 岐阜県 島根県 山口県 徳島県 愛媛県 高知県 佐賀県 長崎県 熊本県																						
	都市部																							

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分
5. 外部監査費加算 (13)	<p>(1) 加算の要件及び加算の認定 認定子ども園を設置する学校法人等が、当年度の認定子ども園の運営に係る会計について、会計監査人（公認会計士又は監査法人をいう。以下同じ。）による監査（以下「外部監査」という。）を受ける場合に加算する。 外部監査の内容等については、幼稚園に係る私立学校振興助成法（昭和50年法律第61号）第14条第3項の規定に基づく公認会計士又は監査法人の監査及びこれに準ずる公認会計士又は監査法人の監査と同等のものとする。</p> <p>加算の認定 （ア）加算の認定は、施設が所在する市町村が行うこととし、加算を認定するにあたっては、その施設の設置者からその旨の申請（施設名、加算の適用開始年度、利用子ども数（見込）及び外部監査の実施状況等が分かる資料等）を徴して確認すること。 （イ）当年度の3月時点で外部監査を実施することが確認できれば、当年度の3月分の単価に加算する（監査報告書の作成等の時期が翌年度になる場合でも、監査実施契約が締結されているなど、確実に外部監査が実施されることが確認できれば、当年度の3月分の単価に加算する。）。 なお、監査報告書については、作成次第速やかに、監査実施者から施設が所在する市町村あて提出すること。</p> <p>(2) 加算額の算定 加算額は、認定子ども園全体の利用定員に応じて定められた額とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算する。</p>	<p>外部監査費加算は加算要件を満たしているか。</p> <p>加算額は適正か。</p>	<p>(1) 留意事項通知別紙4 Ⅲ7.(1) (2) 留意事項通知別紙3 Ⅲ9.(1) (3) 留意事項通知別紙3 Ⅲ9.(2)</p> <p>留意事項通知別紙4 Ⅲ7.(2)</p>	<p>加算要件を満たしていない。</p> <p>加算額が適正でない。</p>	<p>C</p> <p>C</p>

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分
IV 加減調整部分 1. 常態的に土曜日に閉所する場合 (16)	<p>(1) 調整の適用を受ける施設の要件 施設を利用する保育認定子どもについて、土曜日に係る保育の利用希望が無いなどの場合に、月を通じて土曜日に閉所する施設に適用する。 なお、他の保育所等と共同保育を実施することにより、施設を利用する保育認定子どもの土曜日における保育が確保されている場合には、土曜日に開所しているものとして取り扱うこと。</p> <p>(2) 調整の適用を受ける施設の認定 (ア) 調整の適用を受ける施設の認定は、施設が所在する市町村長が行うこととし、認定をするにあたっては、その施設の設置者からその旨の申請（施設名、調整の適用年月、土曜日に閉所することとなる理由等）を徴して確認すること。 なお、認定こども園については、原則として、土曜日を含む週6日間の開所が求められる施設であることから、土曜日に係る保育の利用希望があるにもかかわらず閉所する等の場合は、当該調整の適用と併せて、市町村において指導を行うこと。 (イ) 市町村長は、調整の適用を受ける施設について、申請又は指導監督等を通じてその状況を把握し、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月（月初日に(1)に適合しなくなった場合はその月）から調整の適用が無いものとする。</p> <p>(3) 調整額の算定 調整額は、適用される基本分単価(6)、処遇改善等加算(7)、3歳児配置改善加算(8)及び夜間保育加算(10)の額の合計に、地域区分等に応じた調整率を乗じて得た額とする（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。）。</p>	<p>常態的に土曜日に閉所する場合に加減調整されているか。</p> <p>調整額は適正か。</p>	<p>留意事項通知別紙4 IV3.(1)</p> <p>留意事項通知別紙4 IV3.(3)</p>	<p>加減調整されていない。</p> <p>調整額が適正でない。</p>	<p>C</p> <p>C</p>

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分
<p>2. 主幹保育教諭等の専任化により子育て支援の取組みを実施していない場合 (17)</p>	<p>(1) 調整の適用を受ける施設の要件 以下の要件を満たさない施設に適用する。</p> <p>(要件) 主幹保育教諭等を教育・保育計画の立案等の業務に専任させるための別紙3のⅡの1.(2)(ア)ii cの代替保育教諭等を配置し、以下の事業等を複数実施すること。 また、保護者や地域住民からの教育・育児相談、地域の子育て支援活動等に積極的に取り組むこと。</p> <p>i 延長保育事業（子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。ただし、当該要件を満たした月以降の各月においては、同一年度内に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものと取り扱う。）</p> <p>ii 一時預かり事業（一般型）（子ども・子育て支援交付金に係る要件に適合しており、かつ、平均対象子どもが1人以上いるもの（年度当初から事業を開始する場合は5月において当該要件を満たしていることをもって4月から当該要件を満たしているものと取り扱う。）。ただし、当該要件を満たした月以降の各月においては、同一年度内に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものと取り扱う。）。 ただし、当分の間は平成21年6月3日雇児発第0603002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「『保育対策等促進事業の実施について』の一部改正について」以前に定める一時保育促進事業の要件を満たしていると認められ、実施しているものも含むこととされること。</p> <p>iii 病児保育事業（子ども・子育て支援交付金に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。）</p> <p>iv 乳児が3人以上利用している施設（月の初日において乳児が3人以上利用している月から年度を通じて当該要件を満たしているものとする。）</p> <p>v 障害児（軽度障害児を含む。）が1人以上利用している施設（月の初日において障害児が1人以上利用している月から年度を通じて当該要件を満たしているものとする。）</p>	<p>主幹教諭等の専任化により子育て支援の取組みを実施していない場合に、加減調整されているか。</p> <p>主幹保育教諭等2人を専任化させるための代替保育教諭等を2人（うち1人は非常勤講師等でも可とする） （注）当該代替保育教諭等の配置により、主幹保育教諭等を教育・保育計画の立案や地域の子育て支援活動等の業務に専任させ、保護者や地域住民からの教育・育児相談、地域の子育て支援活動等に積極的に取り組むこと。</p>	<p>(1) 留意事項通知別紙4 Ⅳ4.(1)</p> <p>(2) 留意事項通知別紙3 Ⅱ1.(2)</p>	<p>加減調整されていない。</p>	<p>C</p>

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分
	<p>(2) 調整の適用を受ける施設の認定 (ア) 調整の適用を受ける施設の認定は、施設が所在する市町村長が行うこととし、別紙3のⅡの1. (2) で定める職員の充足状況の確認と併せて、施設の設置者から(1)の要件を満たしている旨の申請(施設名、調整の適用年月、施設名、事業等の実施状況等)を徴し、要件への適合状況を確認すること。 (イ) 市町村長は、調整の適用を受ける施設について、申請等を通じてその状況を把握し、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から調整の適用が無いものとする。</p> <p>(3) 調整額の算定 調整額は、地域区分等に応じた単価に、当該調整額に係る処遇改善等加算の単価に1の(2)で認定した加算率×100を乗じて得た額を加えた額とする。</p>	<p>調整額は適正か。</p>	<p>(1) 留意事項通知別紙4 IV 4. (2) (2) 留意事項通知別紙3 II 1. (2)</p> <p>留意事項通知別紙4 IV 4. (3)</p>	<p>調整額が適正でない。</p>	<p>C</p>

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分
VI 特定加算部分 1. 療育支援加算 (20)	<p>(1) 加算の要件及び認定 障害児(注1)を受け入れている(注2)施設(注3)において、主幹保育教諭等を補助する者(注4)を配置し、地域住民等の子どもの療育支援に取り組む場合に加算する。 なお、主幹教諭等の専任化により子育て支援の取組みを実施していない場合(15)の調整が適用されている施設については、当該加算の対象とはならないこと。 また、当該加算が適用される施設においては、障害児施策との連携を図りつつ、障害児教育・保育に関する専門性を活かして、地域住民や保護者からの育児相談等の療育支援に積極的に取り組むこと(注5)。</p> <p>(注1) 市町村が認める障害児とし、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。医師による診断書など障害の事実が把握可能な資料をもって確認しても差し支えない。 (注2) 「障害児を受け入れている」とは、月の初日において障害児が1人以上利用していることをもって満たしているものとし、以降年度を通じて当該要件を満たしているものとする。 (注3) 本加算の適用の有無は認定こども園全体(教育標準時間認定及び保育認定)を通じて行われるものであること。</p> <p>(注4) 非常勤職員であって、資格の有無は問わない。 (注5) 取組の例示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設を利用する気になる段階の子どもを含む障害児について、障害児施策との連携により、早期の段階から専門的な支援へと結びつける。 ・ 地域住民からの教育・育児相談等へ対応し、専門的な支援へと結びつける。 ・ 補助者の活用により障害児施策との連携を図る。 ・ 保育所等訪問支援事業における個別支援計画の策定に当たっての連携役 ・ 障害児施策との連携により、施設における障害児教育・保育の専門性を強化し、障害児に対する支援を充実 	<p>療育支援加算は加算要件を満たしているか。</p>	<p>(1) 留意事項通知別紙4 VI1.(1) (2) 留意事項通知別紙3 VI1.(1)</p>	<p>加算要件を満たしていない。</p>	<p>C</p>

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分									
2. 冷暖房費加算 (23)	<p>加算の認定 (ア) 加算の認定は、施設が所在する市町村が行うこととし、加算の認定をするにあたっては、その施設の設置者からその旨の申請（施設名、加算の適用年月、対象子ども等）を徴して確認すること。 (イ) 市町村は、加算の認定がされている施設について、申請又は指導監督等を通じてその状況を把握し、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月（月の初日に(1)に適合しなくなった場合はその月）から加算の適用が無いものとする。</p> <p>(2) 加算額の算定 加算額は、特別児童扶養手当支給対象児童受入施設又はそれ以外の障害児受入施設の別に定められた基本額に、当該加算に係る処遇改善等加算の単価に1の(2)で認定した加算率×100を乗じて得た額を加えた額を、各月初日の保育認定を受けた利用子ども数で除して得た額とする。（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。）</p> <p>(1) 加算の要件 全ての施設に加算する。</p> <p>(2) 加算額の算定 加算額は、以下の地域の区分に応じて定める額とする。</p>	<p>加算額は適正か。</p> <p>加算額は適正か。</p>	<p>(1) 留意事項通知別紙4 VI1.(1) (2) 留意事項通知別紙3 VI1.(2)</p> <p>留意事項通知別紙4 VI1.(2)</p> <p>留意事項通知別紙4 VI1.(2)</p>	<p>加算額が適正でない。</p> <p>加算額が適正でない。</p>	<p>C</p> <p>C</p>									
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="309 1160 461 1227">一級地</td> <td data-bbox="461 1160 1339 1227">国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和24年法律第200号)別表に規定する一級地をいう。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="309 1227 461 1262">二級地</td> <td data-bbox="461 1227 1339 1262">国家公務員の寒冷地手当に関する法律別表に規定する二級地をいう。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="309 1262 461 1297">三級地</td> <td data-bbox="461 1262 1339 1297">国家公務員の寒冷地手当に関する法律別表に規定する三級地をいう。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="309 1297 461 1332">四級地</td> <td data-bbox="461 1297 1339 1332">国家公務員の寒冷地手当に関する法律別表に規定する四級地をいう。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="309 1332 461 1367">その他地域</td> <td data-bbox="461 1332 1339 1367">上記以外の地域をいう。</td> </tr> </table>	一級地	国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和24年法律第200号)別表に規定する一級地をいう。	二級地	国家公務員の寒冷地手当に関する法律別表に規定する二級地をいう。	三級地	国家公務員の寒冷地手当に関する法律別表に規定する三級地をいう。	四級地	国家公務員の寒冷地手当に関する法律別表に規定する四級地をいう。	その他地域	上記以外の地域をいう。			
一級地	国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和24年法律第200号)別表に規定する一級地をいう。													
二級地	国家公務員の寒冷地手当に関する法律別表に規定する二級地をいう。													
三級地	国家公務員の寒冷地手当に関する法律別表に規定する三級地をいう。													
四級地	国家公務員の寒冷地手当に関する法律別表に規定する四級地をいう。													
その他地域	上記以外の地域をいう。													

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分
3. 入所児童処遇特別加算 (㉗)	<p>(1) 加算の要件</p> <p>高齢化社会の到来等に対応して、高齢者等ができるだけ働きやすい条件の整備を図り、また、高齢者等によるきめ細やかな利用子ども等の処遇の向上を図るため、以下の要件を満たす施設に加算する。</p> <p>(ア) 高齢者等(注1)を職員配置基準以外に非常勤職員(注2)として雇用(注3)し、施設の業務の中で比較的高齢者等に適した業務(注4)を行わせ、かつ、当該年度中における高齢者等の総雇用人員の累積年間総雇用時間が、400時間以上見込まれること。</p> <p>また、「特定就職困難者雇用開発助成金」等を受けている施設(受ける予定の施設を含む。)でその補助の対象となる職員は対象としないこと。</p> <p>なお、雇用形態は通年が望ましいが短期間でも雇用予定がはっきりしていて、利用子ども等の処遇の向上が期待される場合には、この加算対象として差し支えないこと。</p> <p>(注1) 高齢者等の範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> i 当該年度の4月1日現在または、その年度の途中で雇用する場合はその雇用する時点において満60歳以上の者 ii 身体障害者(身体障害者福祉法に規定する身体障害者手帳を所持している者) iii 知的障害者(知的障害者更生相談所、児童相談所等において知的障害者と判定された者で、都道府県知事が発行する療育手帳または判定書を所持している者) iv 精神障害者(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神障害者保健福祉手帳を所持している者) v 母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦(母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦) <p>(注2) 非常勤職員の範囲</p> <p>1日6時間未満又は月20日未満勤務の者を対象とする。</p> <p>(注3) 雇用の範囲</p> <p>雇用契約又は派遣契約による場合のみを対象とする。</p> <p>(注4) 高齢者等が行う業務の内容の例示</p> <ul style="list-style-type: none"> i 利用子ども等との話し相手、相談相手 ii 身の回りの世話(爪切り、洗面等) iii 通院、買い物、散歩の付き添い iv クラブ活動の指導 v 給食のあとかたづけ vi 喫食の介助 vii 洗濯、清掃等の業務 viii その他高齢者等に適した業務 <p>(イ) 以下の事業等のうち、いずれかを実施していること</p> <ul style="list-style-type: none"> i 延長保育事業(子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。ただし、当該要件を満たした月以降の各月においては、同一年度内に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものと取り扱う。) 	<p>入所児童処遇特別加算は加算要件を満たしているか。</p>	<p>留意事項通知別紙4 VI 6. (1)</p>	<p>加算要件を満たしていない。</p>	<p>C</p>

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分
	<p>ii 一時預かり事業（一般型）（子ども・子育て支援交付金に係る要件に適合しており、かつ、平均対象子どもが1人以上いるもの（年度当初から事業を開始する場合は5月において当該要件を満たしていることをもって4月から当該要件を満たしているものと取り扱う。）。ただし、当該要件を満たした月以降の各月においては、同一年度内に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものと取り扱う。）</p> <p>ただし、当分の間は平成21年6月3日雇児発第0603002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「『保育対策等促進事業の実施について』の一部改正について」以前に定める一時保育促進事業の要件を満たしていると認められ、実施しているものも含むこととされること。</p> <p>iii 病児保育事業（子ども・子育て支援交付金に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。）</p> <p>iv 乳児が3人以上利用している施設（4月から11月までの各月初日を平均して乳児が3人以上利用していること。）</p> <p>v 障害児（軽度障害児を含む。）が1人以上利用している施設（4月から11月までの間に1人以上の障害児の利用があること。）</p> <p>(2) 加算の認定 加算の認定は、施設が所在する市町村長が行うこととし、加算の認定をするにあたっては、その施設の設置者からその旨の申請を毎年12月末までに提出させ、当該施設の申請内容について必要な審査を行い、必要と認めた場合は当該施設に速やかに通知すること。 なお、(3)の加算額の算定に必要な「年間総雇用時間数」の認定に当たっては、毎年度4月から11月までの実績及び12月から3月までの雇用計画を元に認定すること。</p> <p>(3) 加算額の算定 加算額は、(2)で認定された「年間総雇用時間数」の区分に応じて定められた額を、3月初日の保育認定を受けた利用子ども数で除して得た額（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。）とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算する。</p> <p>(4) 実績の報告等 本加算の適用を受けた施設は、翌年4月末日までに実績報告書を市町村長に提出すること。 なお、次年度以降の加算の認定に当たっては、当該実績報告書を参考に決定すること。 また、市町村長は、本加算を行った施設について、検査時等に検証を行うこと。</p>	<p>加算額は適正か。</p> <p>実績報告書を市に提出しているか。</p>	<p>留意事項通知別紙4 VI6.(3)</p> <p>留意事項通知別紙4 VI6.(4)</p>	<p>加算額が適正でない。</p> <p>実績報告書を市に提出していない。</p>	<p>C</p> <p>C</p>

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分
4. 施設機能強化推進費加算 (㊸)	<p>(1) 加算の要件、認定及び実績の報告等 施設における火災・地震等の災害時に備え、職員等の防災教育及び災害発生時の安全かつ、迅速な避難誘導体制を充実する等の施設の総合的な防災対策を図る取組(注1～3)を行う施設で、以下の事業等を複数実施する施設に加算する。</p> <p>i 延長保育事業（子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。ただし、当該要件を満たした月以降の各月においては、同一年度内に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものと取り扱う。）</p> <p>ii 幼稚園型一時預かり事業（子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合しており、かつ、月の平均対象子どもが1人以上いるもの（年度当初から事業を開始する場合は5月において当該要件を満たしていることをもって4月から当該要件を満たしているものと取り扱う。）。私学助成の預かり保育推進事業、幼稚園長時間預かり保育支援事業、市町村の単独事業・自主事業（私学助成の国庫補助事業の対象に準ずる形態で実施されている場合に限る。）等により行う預かり保育を含む。ただし、当該要件を満たした月以降の各月においては、同一年度に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものと取り扱う。）</p> <p>iii 一時預かり事業（一般型）（子ども・子育て支援交付金に係る要件に適合しており、かつ、月の平均対象子どもが1人以上いるもの（年度当初から事業を開始する場合は5月において当該要件を満たしていることをもって4月から当該要件を満たしているものと取り扱う。）。ただし、当該要件を満たした月以降の各月においては、同一年度に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものと取り扱う。）</p> <p>ただし、当分の間は平成21年6月3日雇児発第0603002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「『保育対策等促進事業の実施について』の一部改正について」以前に定める一時保育促進事業の要件を満たしていると認められ、実施しているものも含むこととされること。また、私学助成の子育て支援活動の推進等により行う未就園児の保育、幼稚園型一時預かり事業により行う非在園児の預かりを含む。</p> <p>iv 病児保育事業（子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。）</p> <p>v 満3歳児（教育標準時間認定子どもに限る。）に対する教育・保育の提供（4月から11月までの各月初日を平均して満3歳児が1人以上利用していること。）</p>	施設機能強化推進費加算は加算要件を満たしているか。	(1) 留意事項通知別紙4 VI7.(1) (2) 留意事項通知別紙3 VI9.(1)	加算要件を満たしていない。	C

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分
	<p>vi 乳児に対する教育・保育の提供（4月から11月までの各月初日を平均して乳児が3人以上利用していること。）</p> <p>vii 障害児（軽度障害児を含む。）（注5）に対する教育・保育の提供（4月から11月までの間に1人以上の障害児の利用があること。）</p> <p>（注1）取組の実施方法の例示</p> <p>i 地域住民等への防災支援協力体制の整備及び合同避難訓練等を実施する。</p> <p>ii 職員等への防災教育、訓練の実施及び避難具の整備を促進する。</p> <p>（注2）取組に必要となる経費の額 取組に必要となる経費の総額が、概ね15万円以上見込まれること。</p> <p>（注3）支出対象経費 需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、修繕費、食糧費（茶菓）、光熱水費、医療材料費）・役務費（通信運搬費）・旅費・謝金・備品購入費・原材料費・使用料及び賃借料・賃金・委託費（防災訓練及び避難具の整備等に要する特別の経費に限り、教育・保育の提供に当たって、通常要する費用は含まない。）</p> <p>（注4）本加算の適用の有無は認定こども園全体（教育標準時間認定及び保育認定）を通じて行われるものであること。 （注5）市町村が認める障害児とし、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。医師による診断書など障害の事実が把握可能な資料をもって確認しても差し支えない。</p> <p>加算の認定 加算の認定は、施設が所在する市町村が行うこととし、加算の認定をするにあたっては、その施設の設置者からその旨の申請を毎年12月末までに提出させ、必要性及び経費等について必要な審査を行うこと。</p> <p>(2) 加算額の算定 加算額は、定められた額を、3月初日の保育認定を受けた利用子ども数で除して得た額（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。）とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算する。</p> <p>実績の報告等 本加算の適用を受けた施設は、翌年4月末日までに実績報告書を市町村に提出すること。 なお、市町村は、本加算を行った施設について、検査時等に検証を行うこと。</p>	<p>加算額は適正か。</p> <p>市に実績報告書を提出しているか。</p>	<p>(1) 留意事項通知別紙4 VI7.(1)</p> <p>(2) 留意事項通知別紙3 VI9.(2)</p> <p>留意事項通知別紙4 VI7.(2)</p> <p>(1) 留意事項通知別紙4 VI7.(1)</p> <p>(2) 留意事項通知別紙3 VI9.(4)</p>	<p>加算額が適正でない。</p> <p>実績報告書を提出していない。</p>	<p>C</p> <p>C</p>

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分
5. 小学校接続加算 (29)	<p>(1) 加算の要件 次の要件をすべて満たして小学校との連携・接続に係る取組を行う施設に加算する。 (注) 本加算の適用の有無は認定こども園全体(教育標準時間認定及び保育認定)を通じて行われるものであること。 i 小学校との連携・接続に関する業務分掌を明確にすること。 ii 授業・行事、研究会・研修等の小学校との子ども及び教職員の交流活動を実施していること。 iii 小学校との接続を見通した教育課程又は保育課程を編成していること。なお、継続的な協議会の開催等により具体的な編制に向けた研究に着手していると認められる場合を含む。</p> <p>加算の認定 (ア) 加算の認定は、施設が所在する市町村長が行うこととし、加算を認定するにあたっては、その施設の設置者からその旨の申請(施設名、加算の適用年度、小学校との連携・接続に係る取組等の実施状況等が分かる資料等)を徴して確認すること。 (イ) 当年度の3月時点で上記の要件を満たす取組が確認できれば、当年度の3月分の単価に加算する。</p> <p>(2) 加算額の算定 加算額は、定められた額を、3月初日の保育認定を受けた利用子ども数で除して得た額(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算する。</p>	<p>小学校接続加算は加算要件を満たしていない。</p> <p>加算額は適正か。</p>	<p>(1) 留意事項通知別紙4 VI8.(1) (2) 留意事項通知別紙3 VI10.(1)</p> <p>(1) 留意事項通知別紙4 VI8.(1) (2) 留意事項通知別紙3 VI10.(2)</p> <p>留意事項通知別紙4 VI8.(2)</p>	<p>加算要件を満たしていない。</p> <p>加算額が適正でない。</p>	C
6. 栄養管理加算 (30)	<p>(1) 加算の要件 食事の提供にあたり、栄養士を活用(注1)して、栄養士から献立やアレルギー、アトピー等への助言、食育等に関する継続的(注2)な指導を受ける施設に加算する。 (注1) 栄養士の活用にあたっては、雇用形態を問わず、嘱託する場合や、栄養教諭、学校栄養職員又は調理員として栄養士を雇用している場合も対象となる。 (注2) 年間を通じて活用している場合を対象とする。(年度途中で新たに開設した施設については、施設の開設以降、年間を通じて活用(期間が6ヶ月以上となること。)している場合を対象とする。)</p> <p>(2) 加算の認定 加算の認定は、施設が所在する市町村長が行うこととし、加算を認定するにあたっては、その施設の設置者からその旨の申請(施設名、加算の適用年度、嘱託契約又は配置が確認できる書類等)を毎年12月末までに提出させ、必要な審査を行うこと。</p> <p>(3) 加算額の算定 加算額は、定められた額を、3月初日の保育認定を受けた利用子ども数で除して得た額(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算する。</p>	<p>栄養管理加算は加算要件を満たしているか。</p> <p>加算額は適正か。</p>	<p>留意事項通知別紙4 VI9.(1)</p> <p>留意事項通知別紙4 VI8.(3)</p>	<p>加算要件を満たしていない。</p> <p>加算額が適正でない。</p>	C

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分
7. 第三者評価受審加算 (㉑)	<p>(1) 加算の要件 「幼稚園における学校評価ガイドライン」又は「福祉サービス第三者評価基準ガイドライン」等に沿って、第三者評価を適切に実施することが可能であると市町村が認める第三者評価機関（又は評価者）による評価（行政が委託等により民間機関に行わせるものを含む。）を受審し、その結果をホームページ等により広く公表する施設に加算する。 （注）本加算の適用の有無は認定こども園全体（教育標準時間認定及び保育認定）を通じて行われるものであること。</p> <p>加算の認定 加算の認定は、施設が所在する市町村が行うこととし、加算を認定するにあたっては、その施設の設置者からその旨の申請（施設名、加算の適用開始年度、受審状況が分かる資料等）を毎年12月末までに提出させ、必要な審査を行うこと。</p> <p>（注1）評価機関との間の契約書等により、当年度に第三者評価の受審や結果の公表（評価機関からの評価結果の提示が翌年度以降となるため、結果の公表が翌年度になる場合を含む。）が行われることが確認できる場合は本加算の対象とする。その場合、市町村は受審や結果の公表が確実に行われていることを事後に確認すること。 （注2）第三者評価の受審は5年に一度程度を想定しており、加算適用年度から5年度間は再度の加算適用はできないこと。</p> <p>(2) 加算額の算定 加算額は、定められた額を、3月初日の保育認定を受けた利用子ども数で除して得た額（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。）とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算する。</p>	<p>第三者評価受審加算は加算要件を満たしているか。</p> <p>加算額は適正か。</p>	<p>(1) 留意事項通知別紙4 VI10. (1) (2) 留意事項通知別紙3 VI11. (1)</p> <p>(1) 留意事項通知別紙4 VI10. (1) (2) 留意事項通知別紙3 VI11. (2)</p> <p>留意事項通知別紙4 VI10. (2)</p>	<p>加算要件を満たしていない。</p> <p>加算額が適正でない。</p>	<p>C</p> <p>C</p>